

勝浦町告示第50号

一般競争入札公告

勝浦町学校給食センター複合機賃貸借及び保守契約について、一般競争入札に付するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月30日 勝浦町長 野上 武典

1. 入札に付する事項

- (1) 件名 勝浦町学校給食センター 複合機賃貸借及び保守契約
(2) 納入又は実施場所 勝浦町学校給食センター
勝浦郡勝浦町大字中角字豊田1番地
(3) 契約期間 令和3年6月1日～令和8年5月31日
リース契約満了後は再リース契約を予定していること。
契約満了後の物件の返還について、引き取り・破棄は納入業者
で行うこと。

2. 参加資格

以下の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から更生手続き開始決定がされていない者であること。
(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者であること。
(4) 勝浦町の令和元・2年度入札参加資格者名簿（物品購入等）に登録があり、「役務の提供等の賃貸借（事務機器）」に登録されているもので参加資格を有するものであること。
(5) 徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に権限を委任する旨の委任状が提出されている者。
(6) 勝浦町の入札参加資格停止期間中でないこと。
(7) 勝浦町暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を公告日から開札日までの間、受けていること。
(8) 平成28年度以降に国（公團を含む。）又は地方公共団体との間において、当該契約と種類及び規模が同等以上の調達を元請けとして受託し、完了した実績があり、証明できること。

3. 主な仕様

- (1) 主な仕様の詳細は、別紙仕様書による。
- (2) 本賃貸借は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約の適用を受け、契約を締結した翌年度以降において、本契約に係る歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

4. 入札参加申込書等について

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（別紙様式1）及び納入実績について証明できるもの（納品書等）を提出期限までに提出場所に提出しなければならない。
なお、印鑑は、競争入札参加資格申請の際に提出した使用印鑑届に押印している印鑑を使用すること。
- (2) 入札参加申込書等の提出期限、提出場所及び方法
 - ア 提出期限 令和3年5月13日（木）午後4時まで
 - イ 提出場所 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田2番地1
勝浦町図書館 1階 勝浦町教育委員会事務局
 - ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送

5. 入札に関すること

- (1) 入札日 令和3年5月20日（木）午前10時
- (2) 入札の場所 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田2番地1
勝浦町図書館 2階 視聴覚室
- (3) 入札方法

次のとおり行う。

 - ア 物品の賃貸借契約及び保守契約の全ての費用合計を入札に付する。
 - イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 紙による入札とする。
- (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

 - ア 入札参加資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状の提出のない代理人のした入札
 - ウ 同一の入札について、2以上の入札書を提出した入札

- エ 入札参加申込書が所定の日時までに到着していない場合における入札
- オ 入札書に金額、氏名、押印その他記載すべき事項のない入札又はこれらが鮮明でない入札
- カ 記名押印のない入札
- キ 連合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- ク 他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ケ 入札書の金額を訂正した入札
- コ 記載事項に誤りがある入札
- サ 競争入札参加資格申請の際に提出した使用印鑑届に押印している印鑑以外を使用した入札
- シ 委任状を提出した場合において、委任状に押印している印鑑以外を使用した入札
- ス 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(6) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、予定価格の制限範囲内で、最低の価格の有効入札をした者を落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに該当入札者またはその代理人にくじを引かせ落札者を決定するものとする。ただし、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(7) 契約書作成の要否

契約書締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

本入札に関する問い合わせ

住所 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田2番地1

勝浦町図書館 1階 勝浦町教育委員会事務局

電話番号 0885-42-2515

ファクシミリ 0885-42-4900

電子メール kyouiku@town.katsuura.i-tokushima.jp